平成29年

第13回教育委員会(定例会)会議録

平成29年 第13回教育委員会(定例会)会議録

期日:平成29年10月19日(木)

開会:午前10時14分 閉会:午前11時38分

場所:上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 平成29年第12回(9月定例会)会議録の承認について

日程第3 教育長の報告

日程第4 非公開とする審議事項について

日程第5 [議案第81号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて (児童生徒の区域外就学に伴う事前協議について)

日程第6 [議案第82号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて (児童生徒の区域外就学に伴う事前協議について)

日程第7 [議案第83号] 専決処分の報告について

日程第8 [議案第84号] 上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について

日程第9 「議案第85号」上天草市立公立学校規模適正化審議会委員の委嘱について

日程第10 [議案第86号] 就学する学校の変更承認について

日程第11 諸報告

2 出席委員

山下勝一(委員)、古川佐奈江(委員)、田中久美子(委員)、柗本修吾(委員)、高倉利孝(教 育長)

3 欠席委員

なし

4 議場に出席した者

中文近(教育部長)、赤瀬耕作(学務課長)、田崎正明(教育審議員)、中田光治(学務課長補佐)、原田和久(社会教育課長補佐)、大石智奈美(学務係長)

5 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の大要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、 質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午前10時14分

○教育長(高倉利孝君) おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成29年第13回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○教育長(高倉利孝君) 日程第1。「会議録署名委員の指名」を行います。会議規則第18条第 2項の規定により、本日の会議録署名に山下委員及び中田学務課長補佐を指名いたします。よ ろしくお願いいたします。

日程第2 第12回(9月定例会)会議録の承認について

- ○教育長(高倉利孝君) 次に日程第2。「平成29年第12回定例会の会議録の承認について」 を議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布しておりましたが、何か質疑 等がありましたらよろしくお願いいたします。
- **〇学務課長補佐(中田光治君)** 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いします。
- **○教育長(高倉利孝君)** よろしいですか。それではお諮りいたします。第12回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長の報告

○教育長(高倉利孝君) 次に日程第3。「教育長の報告」を行います。資料は1ページになります。時間の都合上ピックアップして報告いたします。9月22日、中南小学校総合訪問がございました。9月25日、登立小学校の総合訪問でした。9月26日、上天草部会小学校陸上記録会がアロマ陸上競技場で行われました。元気な子どもたちの走る姿、飛んだり投げたりする姿を見ることが出来ました。次に9月29日、維和中学校経営訪問。10月2日、湯島小学校経営訪問がございました。それから10月5日、熊本県市町村教育長研修大会が本渡のホテルアレグレアでございました。県下の市町村教育長さん方が集まられての研修大会でした。次に10月11日から10月12日にかけて九州都市教育長協議会総会・研究大会が八代市でございました。2日にわたっての研修に参加してきました。10月13日、姫戸小学校の経営訪問でした。10月17日、熊本県市町村教育委員会代表者会議ということで、県庁の方に行って参りました。主な内容は異動事務についての説明でございました。本来は天草市の石井教育長が出席されるところでございましたが、体調不良の為、代理で出席いたしました。以上です。

日程第4 非公開とする審議事項について

○教育長(高倉利孝君) 次に、日程第4。「非公開とする審議事項について」意見を伺います。 日程第5、議案第81号。日程第6、議案第82号。日程第10、議案第86号。諸報告、第 2の「不登校児童・生徒の状況について」、第3の「いじめの状況について」は、プライバシー 保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

[「異議ありません」という声あり]

○教育長(高倉利孝君) 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第81号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

○教育長(高倉利孝君) それでは、日程第5。議案第81号、「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて」を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第81号、議案第82号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第7 議案第83号 専決処分の報告について

- ○教育長(高倉利孝君) 次に、日程第7。議案第83号、「専決処分の報告について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 〇学務課長補佐(中田光治君) 議案第83号。「専決処分の報告について」。教育委員会が保有 する公文書の開示請求があった件について、上天草市教育長に対する事務委任規則第3条第1 項第5号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。 平成29年10月19日提出。専決第22号。公文書の開示請求に対する開示等の決定につい て平成29年9月20日付けで請求があった公文書開示請求書については、上天草市情報公開 条例第11条に基づき次のとおり決定する。平成29年10月16日専決。別冊資料の3ペー ジから5ページをご覧ください。3ページが公文書開示請求書です。(請求者名等省略。)今回 の請求内容は、平成30年度使用小学校道徳教科書採択に関わる、採択の日程、天草地区採択 協議会及び選定委員会の名簿、天草地区採択協議会及び選定委員会の会議録、教科研究員名簿、 採択資料、採択に関する教育委員会会議録です。この請求に対して、4ページ目が公文書部分 開示決定通知書です。学務課内で検討した結果、採択日程、天草地区採択協議会名簿、天草地 区採択協議会及び選定委員会の会議録、答申書を公開することにいたしました。なお先方と打 ち合わせし、開示を実施する日時は、平成29年10月31日の午前中に教育委員会事務局で 開示することとしております。また、開示しない部分につきましては、選定委員会の名簿、教 科書研究員名簿、採択に関する教育委員会会議録、そのほか上天草市情報公開条例第7条に該 当する事項としております。公開しない理由としまして、個人に関する情報で、特定の個人が 識別され得るため。また、今後の教科書採択に関し事業の適正な執行に支障を及ぼす恐れがあ るためです。先方からは写しの交付で請求があっていますが、採択協議会で写しの交付はしな いとの取り決めを行っておりましたので、閲覧での公開としております。提案理由としまして、 平成29年9月20日付けで教育委員会が保有する公文書の開示請求があった件につき、上天 草市情報公開条例に基づき審査した結果、請求された公文書の開示の決定をした。情報公開に ついては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第16号の規定により教育委員会に諮 る必要があるが、開示決定等の期限があるため、同規則第3条第1項第5号の規定により専決 処分し、同条第3項の規定により委員会に報告するものである。これが、この議案を提出する 理由でございます。
- ○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第83号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
- ○教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

[「異議ありません」という声あり]

日程第8 議案第84号 上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について

- ○教育長(高倉利孝君) 次に、日程第8。議案第84号、「上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 資料の5ページをお願いいたします。議案第84号、「上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則の制定について」。上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。平成29年10月19日提出。上天草市教育長 高倉利孝。上天草市就学援助費扶助規則の一部を改正する規則。上天草市就学援助費扶助規則の一部を次のように改正する。改正内容については、7ページの新旧対象表に記載しております。第1条中「又は」を「、」に改め、「生徒」の次に「又は入学予定者」を加える。第

2条中「又は」を「、」に改め、「生徒」の次に「又は入学予定者」を加える。第5条第1項中 「添えて、」の次に「児童生徒が在籍する学校又は入学予定の学校の」を、「校長」の次に「(以 下「校長」という。)」を加える。第10条第1項に次の1号を加える。「(5)入学予定者が上天 草市立の小学校又は中学校に入学しなかったとき。」以上を改正しています。提案理由について は、就学援助費の支給対象費用のうち新入学児童生徒用品費を入学前に支給するために規則の 一部を改正するもので、教育委員会規則の改正については、上天草市教育長に対する事務委任 規則第2条第2項の規定により教育委員会に諮る必要があるため。補足説明で6ページに規則 の概要を添付。改正の理由については、先ほど申しましたとおり、平成30年度から就学援助 費の支給対象費用のうち「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給するため、支給対象者に 入学予定者の保護者を加える必要があるので規則の一部を改正するもので、改正の主な内容に ついては、第1条及び第2条中の児童又は生徒に、入学予定者を追加するもの。第5条第1項 は、児童生徒が在籍する学校又は入学予定の学校との記述がないため、追記するもの。第10 条第1項は、上天草市立の小学校又は中学校に入学しなかった場合、入学予定者に支給した新 入学児童生徒学用品費を返還してもらう必要があるため、第5項を追記するもの。その他、今 回改正に合わせ、文言の修正を行うものです。施行日は、公布の日から施行する。ご審議のほ どよろしくお願いします。

- **○教育長(高倉利孝君)** 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。
- **〇委員(山下勝一君)** 児童、生徒又はというこの「、」は、「又は」が後ろに来るから児童のところに「、」を打つ必要があるのですか。第5条の児童生徒には打ってなく繋げてあるので、どういう意味かよくわからなかったのですけれど。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 元々の規則が児童又は生徒となっておりました。ここの取り扱いについては、児童と生徒と新入学者は立場的に同じような立場で並ぶ場合は、「、」を使い、最後に「又は」ということになっています。今回の記入の改正内容は、「児童、」でくくって「又は」という表記にしております。下の部分につきましては、記載の内容を調べましたが児童生徒とひとくくりに記載してある部分があります。今回の申請については新入学予定者というのを主に変更するということでしたので、その以外については修正しないということで規則の改正をさせていただきました。
- **〇委員(山下勝一君)** 下の文章は、本来は児童と生徒というのは別なので、「、」が入るか「又は」で分けているという考え方と思うのですよね。児童生徒という言葉を使ってしまうと一つになったようなイメージがありました。
- ○教育長(高倉利孝君) 他にございませんか。それでは、お諮り致します。議案第84号は、 ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。 [「異議ありません」という声あり]
- ○教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第9 議案第85号 上天草市立公立学校規模適正化審議会委員の委嘱について

- ○教育長(高倉利孝君) 次に、日程第9。議案第85号、「上天草市立公立学校規模適正化審議会委員の委嘱について」を議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 議案書の9ページをお願いいたします。議案第85号、「上天草市公立学校規模適正化審議会委員の委嘱について」上天草市公立学校規模適正化審議会設置条例第3条の規定に基づき、上天草市公立学校規模適正化審議会委員を次のとおり委嘱するものとする。平成29年10月19日提出。上天草市教育委員会 教育長 高倉利孝。委嘱する者につ

いては次のとおりです。(名簿を読み上げる。)任期は、平成29年11月1日から平成31年 10月31日まで。提案理由については、上天草市公立学校規模適正化審議会の設置に伴い委 員を委嘱するもので、附属機関の委員その他非常勤職員の任免及び委嘱に関しては、上天草市 教育長に対する事務委任規則第2条第9号の規定により教育委員会に諮る必要があるため。補 足説明で11ページに概要を添付しております。上天草市公立学校規模適正化基本計画が平成 28年度をもって期間満了したことにより、新たに上天草市公立学校規模適正化基本計画の第 2次計画を策定する必要があります。審議会は、上天草市公立学校規模適正化審議会設置条例 第2条の規定に基づき、上天草市教育委員会の諮問に応じ、学校の通学区域並びに学校規模の 適正化に関し、必要な調査、審議を行い、その結果を教育委員会に答申するもので、委員の選 定については、市議会議員から2名、区長会から4名、PTA連合会から4名、小中学校長か ら2名、教職員から1名、上天草市地域婦人会連絡協議会から1名、学識経験者1名の計15 名を選定しています。なお、学識経験者として委嘱を予定している、橋本辰雄氏については、 上天草管内の学校に在職し、学校長も歴任されており、その間に松島町の社会教育主事にも就 任され、地域社会、教育や文化に関する識見が高く、アメリカロサンゼルスの日本語教育補習 校の教師として赴任するなど、グローバルな考え方をお持ちの方で、今回の学校規模適正化の 委員として適任であると考えています。ご審議のほどよろしくお願いします。

- ○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、 なにか質疑はございませんか。
- ○委員(田中久美子君) PTA連合会からの方ですけれども、全員小学校のPTAの方ですけれども、中学校の適正化の話が出てくると思うのですけれど、小学校だけというのは何か理由があるのでしょうか。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) PTA連合会については、大矢野、松島、姫戸、龍ヶ岳の4地区から選定するということで協議して決定しました。その中で、中北小学校、教良木小学校につきましては、今現時点の学校規模適正化に大きく関連するということで選定されたところです。姫戸と龍ヶ岳の母親代表につきましては、ここの委員の女性の割合が少なくなってきているので、女性から選任したいということで選任したところです。中学校から選任しないということではなくて、基本的に大きく影響するところを選任させていただきました。
- ○教育長(高倉利孝君) 他にございませんか。
- **〇委員(古川佐奈江君)** 維和も学校規模適正化の話し合いの中にあると思いますが、委員さんの中に維和の方は入っていますか。
- 〇学務係長(大石智奈美君) 橋口校長先生がいます。住民票は維和では無いですけれど。
- **〇委員(古川佐奈江君)** 維和出身の方ですよね。
- ○教育長(高倉利孝君) 他にございませんか。
- ○委員(柗本修吾君) 教良木もだいぶ弊害が出てきているようですよね。もうちょっと強力に進めてみてはどうでしょうか。教良木の子たちが松島中学校に来た時に上位半分以上に入らない子たちが多いとか、複式の弊害が、小さい学校はでてくるじゃないですか。保護者は希望しているのだけれど、地域がそれを許さないというお父さんたちの話をいくつか聞いたのですよね。適正化委員会の中でそっちの合併の方を進めてもらうという感じもありますかという質問です。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 規模適正化に関しては、第1次規模適正化計画の進捗状況として、実際のところ姫戸、龍ヶ岳地区が進捗してあと松島地区の一部という状況になっております。今回新たに委員を委嘱して審議していただく理由につきましては、計画期間が切れてからということですので、その中で委員の選定についてはいろいろ審議等で内容もご存知の方、今までの問題点についてもご存知の方がいいのではないかということで、選ばせていただいたところです。あくまで規模適正化の審議につきましては、そういう条件を付けるものです。

- ○教育部長(中 文近君) 補足です。平成19年度に作成した規模適正化審議会は、いつまでに統合という実施計画あたりも作ってありました。今は昔と考え方が変わりまして、学校というのは地域のコミュニティの核になるということで、小規模校であっても配慮しながらするようにというのがあります。規模適正化の基本的な考え方とか方針あたりを考えてもらうということです。そういった中である程度、小規模校になったら統合せざるを得ないだろうなということも考え合わせながら、今度の計画は作っていかなければいけないのかなと思っています。実施計画でいつまでにどこをどうするか、そういったところまで作るか作らないかというのも、審議会の方でも検討してもらうことになると思います。そのあたりはこれからだと思います。
- ○委員(山下勝一君) だとしたら、維和の地域から一人、入れられた方がいいのではないかなという気がするのですけれどね。小学校も中学校もあって統廃合については、話し合いとかもある地域ですので、代表者が入っておられた方がこのメンバー構成から考えると、どなたか1人は維和の方を入れていた方がいいように思います。ひょっとしたら地域からなぜ入れないのかということを教育委員会の選考の段階で問われる可能性があるので、地域性はまんべんなくされた方がいいと思います。
- ○委員(古川佐奈江君) 大矢野とか松島とか龍ヶ岳というくくりでは、まんべんなく考えられたと思うのですけれど、統合の計画に入っている地域があれば、そこの地域の方がいらっしゃれば地域の方の意見というのが入ってくるので、それを橋口先生一人に担うのは荷が重くはないかなと感じるところです。もう一つお尋ねですけれど、任期が2年になっているのは前回に倣ってのことでしょうか。1年間にどれくらいの会議を開かれる予定ですか。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 今回の会議の回数につきましては、3回程度を予定しております。 任期については、設置条例の方で任期は2年とするということになっておりますので、一応2年としています。会議で決定がなかなか難しいのであれば期間が延びる可能性もありますので、それも想定したところで2年ということです。維和の地域性を踏まえて選考は必要かと考えていますが、大矢野の割合が多くなってきますのである程度進捗しているところを除いても少しこちらの方もという指示をしたのですけれど、どうしてもこの4地区の縛りがあって、そこを入れないで全体的な統合計画ができるのかということになるとちょっと厳しいのかなと思います。ですからその地区の中の代表として選任していただいて、この規模適正化計画自体は第1次が出来上がって、10年経過しており、現況について審議していただいて公正な目で見ていただければということで考えています。
- **○委員(山下勝一君)** 区長会とPTAで姫戸町の方が入っておられるので、4町から入っておられるのであるならば変えてもいいのではないかと思うのですけれど、ここはダメなのですか。 区長会は、副会長は3人しかいらっしゃらないのですか。
- **○教育長(高倉利孝君)** はい。4地区からの4人が集まって会長を決めて、残りが副会長となります。
- **〇委員(山下勝一君)** 人数自体は審議会の委嘱の以内という数字は最大25なので、実際どこかを入れることは可能ですよね。この人員配置から考えると、どこかのところで1人入れられた方が無難かなと思います。前回も維和は入っていらっしゃらないですか。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 婦人会が4名以内となっているのに一人ですよね。婦人会として維和中のPTAのお母さんに入ってもらうのはどうですか。
- **○委員(田中久美子君)** PTA役員のお母さんが婦人会に入ってらっしゃるかはわからないですよね。
- ○教育長(高倉利孝君) そうですね。婦人会に入っていらっしゃる方を選出していただく、そうすると中学校の保護者を兼ねるとなりますので、女性も増えますしそこを検討してもらうということでよろしいですか。婦人会で維和地区からできれば婦人会の会員で中学校の保護者の方を入っていただくと。

- **〇委員(古川佐奈江君)** 統合計画で入っていない維和がぱっと浮かんだのですけれど、他の地区はなかったりしますか。
- **○教育長(高倉利孝君)** 大体入っています。中北と教良木、維和小は複式学級です。維和中から入っていただくのがいいかなと思います。心配するのは、任期が2年ですからPTAの役員の方々はちゃんと2年続けるということで入れてあるのですか。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) はい。
- ○教育長(高倉利孝君) それは心配いらないということですね。
- **〇学務課長(赤瀬耕作君)** そうですね。基本的には規模適正化計画が28年度で終わっておりますので、任期は2年ということですけれども策定期間につきましては、年度内に策定したいということです。今回、3回ほどの会議を予定しておりますので、その中でご審議いただいて、決定したら任期は終わりです。
- ○教育長(高倉利孝君) そうなのですね。2年かからないくらいですね。
- **〇学務課長(赤瀬耕作君)** これは、答申を出すまでが審議会の内容となっていますので、答申 を出していただいた後は自動的に終わりということです。
- ○教育長(高倉利孝君) PTAでなくても維和地区で元PTA役員をされていた方でも婦人会に入ってらっしゃるなら、そういう方でもいいのではないかなと思いますけれどね。やっぱり維和地区の様子をよくご存じの方は結構いらっしゃいます。婦人会活動が維和地区は活発ですよ。そういう方に婦人会として入っていただけたらと思います。
- **〇教育部長(中 文近君)** PTAじゃなくてもいいのですよね。
- ○教育長(高倉利孝君) そうです、婦人会として入っていただくわけですから。
- **〇委員(古川佐奈江君)** 議員さんでもいいし婦人会の方でもいいし、誰もいなかったら小中学校の校長先生3名以内になっているので、学校の校長先生でもいいしどこかで維和の意見を反映できる適任の方がいればと思います。
- **〇学務課長(赤瀬耕作君)** 維和とか実際には他にも該当する地域でこの委員においては全部を 網羅しているわけではございません。今回、委嘱する委員につきましては、この中で委員のと ころで問題がないということであれば、これで承認していただいて後は委員について必要なこ とを検討させていただく中で、新たに任命するという形でさせていただければと考えています。
- **〇教育長(高倉利孝君)** それでは、お諮り致します。議案第85号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

[「異議ありません」という声あり]

〇教育長(高倉利孝君) ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、 承認することに決定しました。

日程第10 議案第86号 就学する学校の変更承認について

○教育長(高倉利孝君) 次に、日程第10。議案第86号、「就学する学校の変更承認について」 を議題といたします。この議題は、秘密会議といたします。

※【 議案第86号は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

日程第11 諸報告

- **○教育長(高倉利孝君)** 次に、日程第11。諸報告に入らせていただきます。まず、報告第1。 「11月の行事予定について」の説明をお願いします。
- ○教育審議員(田崎正明君) 資料の13ページをご覧ください。11月の行事予定について載せております。主な行事予定について説明いたします。1日から上天草市児童生徒作品展が10日までアロマで展示がございます。6日木曜日が、行事調整委員会並びに教育長会議があり

ます。10日金曜日が維和小学校の生きる力研究発表会になります。同日に県中学校駅伝大会が天草市を会場に行われます。13日の月曜日が市内校長会議14時から松島庁舎です。15日になりますが、異動事務の説明会、校長が対象ですけれども教育長も参加をされます。14時から天草教育会館です。16日、天草郡市小中学校音楽会が綾南中学校で1日目になります。17日も2日目、綾南中学校で開催されます。21日火曜日が保・小・中連携セミナーが龍ヶ岳小学校・中学校を会場に10時から行われます。22日が教育委員会議、10時から松島庁舎です。30日木曜日、行事調整委員会が10時から行われます。以上です。

○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。ただいまの報告について、なにか質疑はございませんか。次の報告第2、第3は秘密会議といたします。

※【 報告第2、第3は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

- ○教育長(高倉利孝君) 次に、報告第4。「教職員の勤務時間管理について」説明をお願いします。
- ○教育審議員(田崎正明君) 資料の15ページをご覧ください。教職員の勤務時間の管理ということで80時間以上の超過勤務者についての数を挙げております。管理職が2人入りまして合計20人という報告が挙がってきております。これは夏休みに入る前の6月との比較をしますと4人の減ということで多忙化もかなり学校の方では解消しつつありますが、やっぱり超過勤務者というのは、いるという状況です。前回の教育委員会議でも申しましたが緊急提言としても中央教育審議会の答申の中から出されました、とにかく学校と教育委員会が勤務時間の削減というところ、そしてそれを意識した働き方を進めるということと、学校だけでなくてすべての教育関係者が学校の業務改善に携わるというところを進めていくということでしたので本市におきましても、今タイムカード的なコンピューターを使った管理を進めているところです。11月から全小中学校で実施を進めていくと同時に学校改革、超過時間を減らすという取り組みを積極的に進めていくと、これを0にしていくというところで進めていきたいと考えています。以上です。
- ○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、なにか質疑はございませんか。次に、報告第5。「後援等名義使用承認の報告について」説明をお願いします。
- ○学務課長(赤瀬耕作君) 資料の17ページをお願いします。「後援等の報告について」ご説明いたします。学務課においては、第39回天草小児医療研究会1件の名義後援を承認しています。趣旨、低身長障がいなどの成長ホルモン障害に関し、障がいの早期発見や早期受信に繋げることを目的とし、熊本大学の間部裕代先生を招聘して講演会を実施するもの。期間、平成29年11月8日午後7時から午後8時まで。場所、天草地域医療センター内ヒポクラート、主催者、天草小児医療研究会が実施します。参加者、医師、看護師、保健医、養護教諭などを予定。以上で、報告を終わります。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 次に、原田社会教育課長補佐。
- ○社会教育課長補佐(原田和久君) はい、資料17ページをご覧ください。2件の後援等名義使用承認の申請がございまして、1件目の行事名は「平成29年度上天草市文化協会芸術文化祭」です。文化協会各支部が一堂に会しオープニングセレモニーを開催し、支部ごとの芸術文化祭を催すことで広く市民に文化協会の活動PR及び理解してもらうとともに、気軽に芸術文化の振興を図ることを目的に、10月29日午前9時から、上天草市松島総合センター「アロマ」で上天草市芸術文化祭オープニングセレモニーの開催を皮切りに、11月3日大矢野総合体育館において午前8時30分から、同日、姫戸体育館において午前9時から、5日龍ヶ岳中学校体育館において午前9時30分からそれぞれの地区で開催されます。主催者は市文化協会

で、4会場で約2,000人の参加者を予定しています。承諾日は、10月10日でございます。2件目の行事名は、地域学校協働活動推進実践交流会で、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の実践交流を通して、その成果と課題を明らかにするとともに今後の活動の更なる充実を図ることを目的に、11月30日午後1時から天草市民センターホールで開催されます。主催者は、熊本県教育委員会で、幼稚園・保育所職員及び保護者等、約200人の参加者を予定しています。承諾日は10月6日でございます。以上でございます。

- ○教育長(高倉利孝君) 以上で、事務局からの説明が終わりました。それでは委員さんから、 なにか質疑はございませんか。以上で予定された諸報告は終わりましたが、その他、事務局か らの追加報告等はありませんか。原田社会教育課長補佐。
- **〇社会教育課長補佐(原田和久君)** はい、大矢野地区の図書館建設に係る、複合施設建設の進 捗状況及び今後の計画等についてご報告いたします。資料はございませんので、口頭での報告 となります。図書館を含めた複合施設の建設計画の経緯につきまして、大矢野森記念図書館は 築40年を経過し、老朽化による利用者の利便性や施設管理に支障をきたしている状況で、こ のため新たな図書館の整備が望まれていたことから、宮津地区を候補地として建設用地の確保 や、複合施設とするのかなどの検討を行ってきた経緯がありました。平成27年7月に図書館 協議会に対しまして、新図書館建設等に係る諮問を行い、平成28年2月には、「上天草市図書 館整備構想や上天草市新図書館整備基本計画を参考にしながら、市民の利用度、市の他の館と の比較、財源を考慮したうえでの図書館の規模とすることが望ましい」との答申を受けていた ところです。宮津地区にあります大矢野老人福祉センターにつきましても、社会福祉施設、ま た災害時等の指定避難所として活用されておりますが、築33年が経過し、建物及び設備等が 老朽化しており、建替えに向けての検討が行われていました。このことから市は、早期に老人 福祉センター及び図書館を一体的に整備し、会議室、トイレ、駐車場等の施設機能の共有化に よる建築コスト等の削減を図り、施設利用の相乗効果による市民サービスの向上や世代を通じ た市民交流を促す拠点となる複合施設として整備する方向で決定しまして、施設整備に関し、 各種団体や子育て世代など、あらゆる立場の方からの声を聞く検討委員会を立ち上げ、複合施 設の整備に向け取り組むこととなりました。第1回の大矢野宮津地区複合施設整備計画検討委 員会が、10月下旬に開催が予定されております。議題につきましては、複合施設の整備構想、 及び建設予定地、並びに施設の名称について、審議していただく予定でございます。検討委員 会の委員につきましては、市議会及び大矢野地区の区長連合会の代表など13名で構成の予定 で、教育部局関係の委員は、社会教育委員会、図書館協議会、図書館長及び小中学校のPTA の代表者の5名に委員として参加していただくこととしております。整備計画の今後の予定に つきましては、11月に基本設計を発注しまして、実施設計書の作成、検討委員会での審議な どを経て、平成30年10月に建設を発注したいと考えております。なお、現在の大矢野森記 念図書館につきまして、施設の耐震状況の把握などを行い、今後の活用や解体等あらゆる方法 を検討し、検討委員会において、審議していただく予定としております。現在の進捗等につき ましては以上でございますが、今後の進捗状況についても、検討委員会も始まりますので、資 料等を用いて随時、教育委員会議において報告してまいります。以上でございます。
- **〇教育長(高倉利孝君)** 他にございませんか。田﨑教育審議員。
- ○教育審議員(田崎正明君) 全国学力学習状況調査が4月に実施をされまして、それの結果が8月下旬に公表をされたのですけれども、本市においての全体の平均、それから各学校においてのそれぞれの数値について各学校にも本市にも来ております。今後それらについて、周知を図り、進めていきながら子どもたちの学力向上を図っていくという取り組みを進めていくわけですけれども、本市におきましては市全体の数値についてホームページで開示するということと、それぞれの学校の情報につきましては、校長の判断にゆだねるというようにしていきたい

と思います。それにつきましては、例えばある学校におきましては、県平均・全国平均それから自校の平均の数値という形で載せている場合、もう一つは県平均をやや上回っているとか下回っているとか、というような表現で開示する場合と両方が考えられますので、それについて各校長に校長会議の折に周知を図ってホームページまたは学校だよりの方で状況について保護者、住民等に周知を図るということで進めていきたいと思っております。以上です。

○教育長(高倉利孝君) 他にございませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成29年第13回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前11時38分